

令和7年度第12回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年3月13日(金) 午後1時30分から午後3時27分
 2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館)5階 大会議室

3. 出席委員 (17名)

会 長	8番	濱 田 香	会長職務代理者	6番	田 渕	緑
委 員	1番	福 田 淳一郎	委 員	11番	河 毛 早	苗
〃	2番	中 村 精	〃	12番	西 尾 真	帆
〃	3番	山 田 準 二	〃	13番	藏 内 敏	博
〃	4番	砂 川 重 雄	〃	14番	石 谷 隆	隆
〃	5番	建 部 憲 二	〃	15番	柳 田 和	廣
〃	7番	小 林 照 美	〃	16番	竹 森 潔	潔
〃	9番	小 林 光 徳				
〃	10番	下 田 義 男	〃	19番	川 上 信 温	温

4. 欠席委員 (1名)

委 員	17番	福 安 修
-----	-----	-------

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 12名)

邑 美	有 本 知 勝	河原町	荻 原 誠
せんだい	有 田 裕	〃	梶 川 和 生
高 草	山 岡 茂	〃	高 田 三 朗
〃	宮 本 計 温	〃	漆 原 清 志
湖 南	森 清 美	気高町	居 川 春 好
〃	木 浪 哲 夫	鹿野町	橋 本 和 夫
湖 東	山 根 一 美	〃	谷 口 和 人
国 府 町	山 本 良 文	青谷町	大 石 剛 史

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

- 議案第 55号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 56号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 57号 鳥取農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について
- 議案第 58号 非農地証明について
- 議案第 59号 所有者等を確知することができない農地について
- 議案第 60号 鳥取市農用地利用集積等促進計画案について

第3 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 川口局長 太田局長補佐 堀係長 福田主任 小出主事

8. 会議内容

		開会：午後1時30分
川口局長		ただ今から、令和7年度第12回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
川口局長		まず、定足数の確認ですが、17番の福安委員から欠席の連絡があり、委員18名中17名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長		それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号10番 下田委員、11番 河毛委員をお願いします。
議長		それでは、議事に入ります。議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号74番と76番から83番の9件でございます。 整理番号74番は、鹿野町鹿野で売買による所有権移転です。 整理番号76番は、河原町今在家で売買による所有権移転です。 整理番号77番は、玉津で売買による所有権移転です。 整理番号78番は、用瀬町美成で売買による所有権移転です。 整理番号79番は、河原町佐貫で売買による所有権移転です。 整理番号80番は、桜谷で売買による所有権移転です。 整理番号81番は、河原町八日市で売買による所有権移転です。 整理番号82番は、金沢で売買による所有権移転で、譲り受ける法人は、農地所有適格化法人の要件を満たしております。 整理番号83番は、鹿野町寺内で売買による所有権移転で、譲り受ける法人は、農地所有適格化法人の要件を満たしております。 すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしております。 (砂川委員退席)
議長		それでは、整理番号74番を審議します。担当推進委員、橋本委員の報告をお願いします。
橋本委員		3月5日に柳田農業委員、事務局、譲渡人、譲受人の家族と私で現地確認を行いました。申請地は、相続土地国庫帰属制度を活用した土地で、売買先の相談があった農地です。結果的に譲受人が購入されることになりました。譲受人は会社員ですが、同居している父親の耕作地を手伝っておられ、申請地も自宅から1km程度であり、チェックシートに照らし合わせても全く問題ありません。
議長		引き続き、担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳田委員		橋本推進委員の報告のとおりで、補足しますと、近くで譲受が耕作をされていますし、農機具もトラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機、保冷庫などをお持ちです。以上の観点から全く問題ありません。
議長		質疑・意見はございませんか。

		(質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号74番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号76番を審議します。担当推進委員、梶川委員の報告をお願いします。
梶川委員		譲受人は、2月に会社を辞めて専業農家として、米作りをするということです。申請地は耕作放棄地として、以前から問題になっていた農地ですが、米作りができるように整備するようです。この地域では、担い手が撤退していたのですが、代わりの受け皿として地域の人から期待されており、許可することが妥当だと判断いたします。
議	長	引き続き、担当農業委員、河毛委員の報告をお願いします。
河毛委員		梶川推進委員の報告のとおりで、何ら問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号76番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号77番を審議します。担当推進委員、有田委員の報告をお願いします。
有田委員		3月4日に建部農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。申請地は長年にわたって譲受人が耕作しており、私も譲受人の土地だと思っていました。自宅から5分ぐらいのところ、トラクター、田植え機、コンバイン等を所有しており、問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。
建部委員		有田推進委員の報告のとおりで、問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号77番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号78番を審議します。担当農業委員、小林(照)委員の報告をお願いします。
小林(照)委員		3月2日に池本推進委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。申請地は譲受人の子どもの家に隣接しているところです。耕作ができるように整備して畑とし

		て利用するとのことで、特に問題はありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号78番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号79番を審議します。担当推進委員、高田委員の報告をお願いします。
高 田 委 員		3月6日に田淵農業委員、事務局、譲受人の親と私で現地確認を行いました。申請地は、譲受人の自宅裏で畑となっています。譲渡人は県外在住で、土地を徐々に処分しています。譲渡人と譲受人は親戚関係であり、管理は譲受人がしていたので、今回の申請になったようです。譲受人は、会社員で農業は親に手伝ってもらっていますが、退職後は農業に専念するとのことです。農機具も問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、田淵委員の報告をお願いします。
田 淵 委 員		高田推進委員の報告のとおりで、問題ないと思っております。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号79番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号80番を審議します。担当推進委員、有本委員の報告をお願いします。
有 本 委 員		3月5日に下田推進委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。申請地は、譲受人が長年耕作していました。農機具も近くに倉庫があり問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下 田 委 員		有田推進委員の報告のとおりで、問題ない案件だと思っております。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号80番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号81番を審議します。担当推進委員、高田委員の報告をお願いします。
高 田 委 員		3月6日に田淵農業委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。申請地

		は、一団の農地の中で、圃場整備された比較的大きな水田です。今回は地元の関係者へ売買するものです。譲受人は、教員であります。休みのたびに退職後に実家の相続を念頭に農業を手伝っています。農業に非所に興味を持っており、実家の農地を相続後は増やしたいと言っており、有望な農業後継者と思っております。以上のことから許可することに問題ないと思っております。
議	長	引き続き、担当農業委員、田淵委員の報告をお願いします。
田 淵 委 員		高田推進委員の報告のとおりで、問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号81番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号82番を審議します。担当農業委員、福田(淳)委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員		3月4日に福田(幸)推進委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。譲受人は、農地所有適格化法人で、近隣集落の水田を借りて耕作をされています。申請地は農業用倉庫が建っており、それを含めての申請ということです。チェックシートに照らしても特に問題はありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号82番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号83番を審議します。担当推進委員、谷口(和)委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員		3月5日に砂川農業委員、事務局、譲受人の代理人と私で現地確認を行いました。譲受人は、鹿野町内でショウガを栽培しており、申請地でもショウガを栽培することです。
議	長	引き続き、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂 川 委 員		譲受人は、5、6年前にザリガニ養殖をする予定だったのですが、中止して、今はショウガづくりをされています。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号83番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。

		か。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります 続きまして議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と します。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		整理番号27番から29番の3件でございます。 整理番号27番、申請地は青谷町青谷、転用目的は資材置場、農地区分は小集団の 生産力の低い農地に該当するので第2種農地と判断し、許可根拠は集落接続です。 整理番号28番、申請地は吉岡温泉町、転用目的は資材置場、農地区分は小集団の 生産力の低い農地に該当するので第2種農地と判断し農許可根拠は代替地なしです。 整理番号29番、申請地は河原町袋、転用目的は建築条件付き売買予定地、農地区 分は小集団の生産力の低い農地に該当するので第2種農地と判断し、許可根拠は集落 接続です。
議	長	整理番号27番を審議します。担当推進委員、大石委員の報告をお願いします。
大	石	委員
		3月3日に竹森農業委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。周辺は民 家等に囲まれており、周辺に農地は無く、資材置き場にしても妥当だと思います。
議	長	引き続き、担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。
竹	森	委員
		大石推進委員の報告のとおりで、譲受人は、建設業をしており、その資材を置く場 所ということです。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号27番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませ んか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 引き続き、整理番号28番を審議します。担当推進委員、木浪委員の報告をお願 いします。
木	浪	委員
		3月4日に福田(淳)農業委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。現 地は休耕田で、一部は畑を耕作されておりました。周辺の同じような感じであり、隣 接者からは同意を得ております。リフォーム工事の資材置き場にされるようですが、 譲渡人との約束で産業廃棄物等の周辺住民に迷惑がかかるものは置かないとのこと です。チェックシートに照らしたところ問題なしと確認いたしました。
議	長	引き続き、担当農業委員、福田(淳)委員の報告をお願いします。
福	田(淳)	委員
		一部を畑として利用されておりましたが、農振の白地で、特に問題ないと判断して おります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。

		整理番号28番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。引き続き、整理番29番を審議します。担当推進委員、荻原委員の報告をお願いします。
荻原委員		3月4日に河毛農業委員、事務局、譲渡人、譲受人の代理人と私で現地確認を行いました。以前は柿木が植えてありましたが、すべて伐採されておりました。現地は、集落の西側に位置しており、周辺農地に支障を及ぼすことのない土地です。計画では5件分の分譲を予定されています。地域から水路は補修され、道路も拡幅されるので、良いことだと聞いています。全く問題ないと判断いたしました。
議	長	引き続き、担当農業委員、河毛委員の報告をお願いします。
河毛委員		荻原委員の報告のとおりで、何ら問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号29番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。以上で議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終わります。議案説明者の農政企画課の職員がまだ来られていないので、議案第58号「非農地証明について」を先に議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号127番から139番の13件となります。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議	長	整理番号127番、128番を一括して審議します。担当推進委員、居川委員の報告をお願いします。
居川委員		3月5日に柳田農業委員、事務局、申請人と私で現地確認を行いました。整理番号127番は昭和47年に農業用倉庫と建築。整理番号128番は、事務所を建築され、両方とも人為的な潰廃地で、転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号127番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。整理番号128番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

		整理番号129番、130番、135番を一括して審議します。担当推進委員、山本委員の報告をお願いします。
山本委員		3月3日に山田委員、事務局と私で現地確認を行いました。周囲は森林であり、耕作放棄地という状態です。20年以上経過しており、問題ないということになります。
議長	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号129番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号130番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号139番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号131番を審議します。担当推進委員、大石委員の報告をお願いします。
大石委員		3月3日に竹森農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。国道9号線沿いに立地して、碎石が敷かれて駐車場という状況でした。20年以上前からこのような状況でチェックシートに照らしても非農地で妥当だと判断いたします。
議長	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号131番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号132番を審議します。担当推進委員、山根(一)委員の報告をお願いします。
山根(一)委員		前回の申請に隣接した土地で、50年以上前から公衆用道路として利用されており、現在も道路です。20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地です。
議長	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号132番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号133番、134番、139番を一括して審議します。担当農業委員、石

		谷委員の報告をお願いします。
石 谷 委 員		3月2日に角田推進委員、事務局、■■■■、■■■■とその母親と私で現地確認を行いました。現地は30年以上前から耕作をされておらず、現地は3mを超える高さの竹林となっており、農地としては復元することは困難な状況だと思われます。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので、採決に移ります。 整理番号133番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号134番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号139番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号136番を審議します。担当推進委員、宮本委員の報告をお願いします。
宮 本 委 員		3月4日に小林(光)農業委員、事務局、申請人の代理人と私で現地確認を行いました。昭和50年ごろに杉を植林し、周辺の森林と一体化しており、山林以外に農地は確認できませんでした。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので、採決に移ります。 整理番号136番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号137番を審議します。担当推進委員、梶川委員の報告をお願いします。
梶 川 委 員		平成10年ごろの鳥取自動車道建設工事に伴い移転した住宅への進入路となっています。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので、採決に移ります。 整理番号137番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号138番を審議します。担当推進委員、有田委員の報告をお願いします。
有 田 委 員		約33年前から倉庫兼離れが建っていました。南側は道路、北側は太陽光パネルが置かれており、農用地に戻すのは不可能です。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号138番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第58号「非農地証明について」を終了します。 引き続き、議案第57号「鳥取農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		本日は、農政企画課の担当が来ておりますので、担当者から詳しい説明をしております。
農政企画課		編入3件と、除外が8件となります。 用瀬1と用瀬2は、用瀬町古用瀬で、中山間直接支払の協定農用地に位置付けるためです。 佐治1は、佐治町高山で、山間直接支払の協定農用地に位置付けるためです。 鳥取1は、里仁で、居住地への進入路設置のためです。 鳥取2は、香取で、土砂流出防止のための植林をするためです。 鳥取3は、宮谷で、分家住宅を建築するためです。 鳥取4は、湖山町南四丁目で、道路拡幅をするためです。 鹿野1は、鹿野町鹿野で、水道施設設置のためです。 鹿野2は、鹿野町岡木で、商業用施設を建築するためです。 河原1は、河原町弓河内で、水道施設設置のためです。 河原2は、河原町佐貫で、分家住宅を建築するためです。
議	長	編入の用瀬1、用瀬2、佐治1について、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 用瀬1番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 用瀬2番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 佐治1番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 鳥取1を審議します。担当推進委員、森委員の報告をお願いします。
森委員		3月4日に福田(淳)農業委員、事務局、土地所有者と私で現地確認を行いました。今回は、以前から使われている進入路を農振除外するものです。集落側の進入路は狭く、30年ほど前に水路補修と農道拡張が行われた際に農道側からの進入路と駐車場が整備されたものです。関係者からの同意も得られており、周辺農地にも全く問題ありません。

議	長	引き続き、担当農業委員、福田(淳)委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員		生活するうえでは仕方ないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 鳥取1について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 鳥取2を審議します。担当推進委員、有本委員の報告をお願いします。
有本委員		3月5日に下田農業委員、事務局、土地所有者と私で現地確認を行いました。谷あいの農地で、水稻は難しい土地です。毎年、草刈り等はされていましたが、鹿等の鳥獣の被害もあり、仕方ないと思います。
議	長	引き続き、担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下田委員		ため池の上部に位置しており、生産性も低く土砂流出の恐れもあることから、除外は妥当と判断します。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 鳥取2について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 鳥取3を審議します。担当推進委員、山岡委員の報告をお願いします。
山岡委員		3月4日に小林(光)委員、事務局と私で現地確認を行いました。土地所有者の子どもの家を建てるということですが、倉庫と転用済の土地に挟まれており、周辺には影響を及ぼさないと判断します。
議	長	引き続き、担当農業委員、小林(光)委員の報告をお願いします。
小林(光)委員		山岡委員の報告のとおりで、県道に面した495㎡で、関係者からも同意を得ており、支障がないと判断いたします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 鳥取3について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 鳥取4を審議します。担当推進委員、山根(一)委員の報告をお願いします。

山根(一)委員		昨年と同じような案件で、住宅団地までの道路の幅員を6mに拡張するためです。土地改良区からの同意もあり、支障ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川上委員		幅員が6mに満たしていない場所があったようで、その部分だけを除外するという ことで支障はありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 鳥取4について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 鹿野1を審議します。担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂川委員		橋本推進委員と私で現地確認を行いました。既存の水道施設の隣に新築移転する ということであり、仕方ないと思っております。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 鹿野1について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 鹿野2を審議します。担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂川委員		以前から説明しておりますが、ドラッグストアの出店であり、今回のステップが終 わらないと次にいけないので、仕方ないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 鹿野2について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 河原1を審議します。担当推進委員、漆原委員の報告をお願いします。
漆原委員		3月2日に現場を確認いたしました。現地は圃場整備の残地であり、周辺にも影響 はないと判断いたしました。
議	長	引き続き、担当農業委員、田渕委員の報告をお願いします。
田渕委員		漆原推進委員の報告のとおりで、問題ないと判断いたします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	無いようですので、採決に移ります。 河原1について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 河原2を審議します。担当推進委員、高田委員の報告をお願いします。
高 田 委 員		3月6日に田淵農業委員、事務局、土地所有者とその家族と私で現地確認を行いました。子どもさんが家を建てるための農振除外です。農振農用地の端に位置し、集落に接した土地であり、周辺農地への影響は軽微であると考えております。協議の一部には既存の倉庫が建っていますし、道路後退線も考慮して建築する予定であり、関係者の同意も得ており、問題ないと判断いたしました。
議	長	引き続き、担当農業委員、田淵委員の報告をお願いします。
田 淵 委 員		高田推進委員の報告のとおりで、問題ないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。
竹 森 委 員		住宅建築の場合は、500㎡までと決まっていたように思うが、問題ないか。
事 務 局		農地転用については、甲種農地の場合に500㎡までとなっており、それを参考にしていますが、いずれにしても残地の活用状況などによって判断します。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 河原2について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第57号「鳥取農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について」を終了します。 引き続き、議案第59号「所有者等を確知することができない農地について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		整理番号1番と2番は、親族から相談があり、借り受け希望があった農地について、登記所有者の死亡後、相続登記がなされておらず、農業委員会が戸籍等で探索を行っても、判明しなかったため、農地法第32条第3項の規定に基づき、所有者等を確知することができない旨を公示するものです。
議	長	質問・意見を受け付けます。
竹 森 委 員		民法では、代襲相続というものがあるが。
事 務 局		親族から、相続権のある方が相続放棄をされており相続人がいないということで、農地法の探索範囲においてもいないことから、所有者不明農地として、今回公示するものです。
竹 森 委 員		農地法上の探索範囲があるということですね。

事務局	そのとおりです。
柳田委員	相続権がある人が拒否しているため、相続人がいない農地となったが、耕作希望者がいるから、今回の案件となったわけですね。
事務局	そのとおりです。
議長	質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 議案第59号「所有者等を確認することができない農地について」、原案どおり決定することに異議はございませんか。
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第60号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等が利用する農地の面積は、田364,259㎡、畑が22,737㎡の合計386,996㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権161件、使用貸借による権利73件の合計234件となっております。 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議長	一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 議案第60号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。 報告事項 (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について (2) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議長	以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和7年度 第12回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。 閉会 午後3時27分